

## 熊本県介護支援専門員研修向上検討会設置要項

### (目的)

第1条 要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい自立(律)した生活を送るために、介護支援専門員には自立(律)支援に資するケアマネジメントの実践とその資質向上が求められている。

そのため、介護支援専門員に係る各種研修において、自立(律)支援型ケアマネジメントの考え方を推進していくとともに、その内容の充実を図ることを目的に、介護支援専門員研修向上検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 検討会は、介護支援専門員研修の検証及び見直しなど、介護支援専門員研修内容の向上のために必要な事項について協議する。

### (組織)

第3条 検討会は、学識経験者、研修講師、居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員、地域包括支援センター職員、指定研修実施機関の担当者及び認知症対策・地域ケア推進課の職員で構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。

### (会議)

第4条 検討会は、認知症対策・地域ケア推進課長が招集する。

### (事務局)

第5条 検討会の事務局は、健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課に置く。

### (その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成26年1月24日から施行する。